

■議案第22号 四万十町体験型観光施設条例について

【要旨】

本町では、四万十川流域の豊かな自然環境の活用による交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資するため、本年度において、四万十町アドベンチャーパークプロジェクト事業として、ジップラインを整備中です。

この条例は、本年4月にオープン予定の当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、施設の設置及びその管理に関する事項について定めるものです。

【制定内容】

施設の名称及び位置、使用の許可、使用料、使用者が施設等に損害を与えたときの損害賠償、指定管理者による管理等について定めます。

【施行期日】

令和2年4月1日

【施設の概要】

名 称	四万十川ジップライン
位 置	四万十町十和川口43番地3
使 用 料	18歳以上の者 1人1回につき1,800円 18歳未満の者 1人1回につき1,200円 ※20人以上の団体は、1割引とします。 ※消費税及び地方消費税、保険料等を別途加算します。

【施設の運営】

施設の設置後は、清流四万十川を横断するジップラインという全国的にも訴求力のある観光拠点として、本町の他の観光・体験型施設等との連携や広報活動等を推進します。

ジップラインについては、県内では初めて整備される施設であるため、収支の予測がつきにくいことなどから当面は町の直営とし、管理運営にあたっては当該施設と同敷地内にある道の駅四万十とおわの指定管理者へ業務委託を行います。

令和3年度以降については、運営や収支の状況を見定めながら、指定管理者による管理への移行を検討します。